

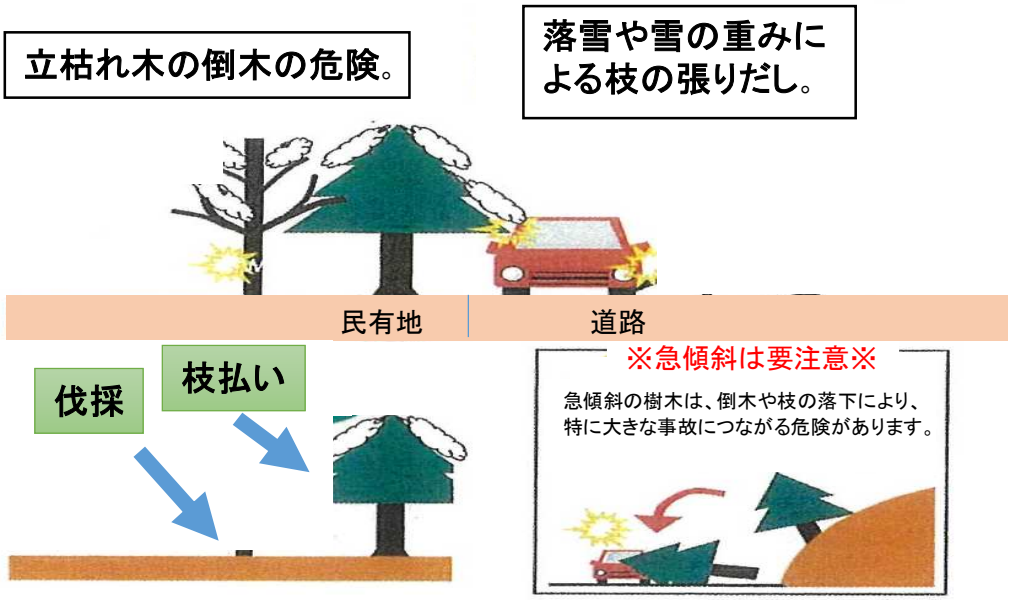
道路沿いに樹木がある土地をお持ちの方へ

樹木の管理をお願いします。



冬期間には道路沿いの樹木が雪の重みで道路上に倒れたり、枝折れや落雪などにより、交通事故や停電、通行止等につながる恐れがあります。

管理が適切に行われなかったことにより事故が発生した場合、**樹木の所有者が責任を問われる場合もあります**ので、樹木を適切に管理していただくようお願いします。



○管理の方法

所有する樹木が道路を覆ったり、道路に張り出したりすることのないよう、**伐採や枝払い**等を行ってください。また、立ち枯れした樹木は、雪の重みで倒木の可能性が高く、危険ですので確認と対応をお願い致します。

管理が適切に行われず、道路法の禁止行為にあたる場合は、**道路管理者が樹木の移転**や**伐採命令を出す**ことがあります。（道路法第71条第1項第1号【道路管理者の監督処分】）

○樹木所有者の管理責任

管理が適切に行われなかった事により事故が発生した場合は、**樹木の管理者が責任を問われる**ことがあります。また、場合によっては**賠償責任が発生**します。

（民法第717条【所有者の責任】及び道路法第43条【道路に関する禁止行為】）

＊ご相談等ありましたら、下記の連絡先までご連絡ください＊

お問い合わせ先　田子町役場　TEL３２－３１１１（代表）

建設課　TEL２０－７１１７

この紙は大事な資源物です。
雑紙収集
資源ごみ 雑紙収集

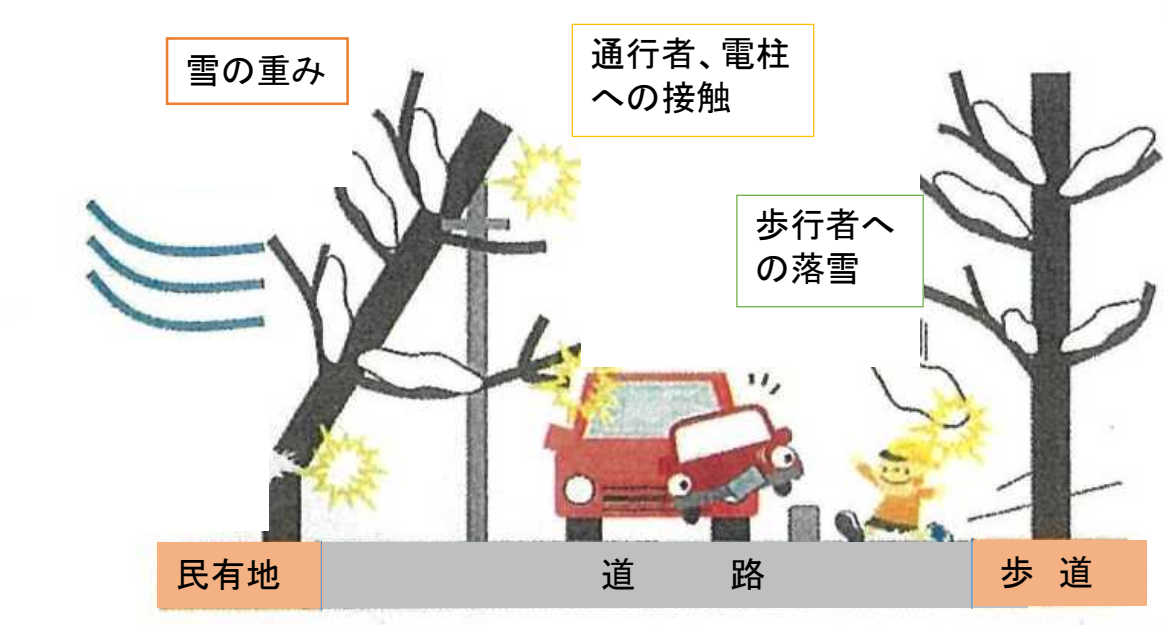
裏面をご覧ください。

伐採作業時の注意点！

①道路上で作業をする場合は、警察及び道路管理者への届出が必要な場合がありますので、届出の要否を確認してください。

②電線や電話線がある箇所の場合は危険を伴いますので、事前に最寄りの東北電力、又はNTTに連絡し、立会いのもとに行ってください。

③作業にあたっては、通行車両、自転車、及び歩行者の安全の確保と樹木からの転落防止等に十分配慮してください。



〈参考〉 法令関係文書

民法（概要）

第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保管に瑕疵があることによって他人に損害を与えたときはその工作物の占有者は被害者に対して**損害を賠償する責任**を負う。ただし占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときには、**所有者がその損害を賠償しなければならない**。

2　前項の規定は竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

道路法

第43条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

1　みだりに道路を損傷し、または汚損すること。

2　みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

第71条（道路の監督処分）

監督処分の対象

1　この法律若しくは法律に基づく命令に違反しているもの。

＊作業をする時は、保護具を着用しましょう＊

お問い合わせ先　田子町役場　TEL３２－３１１１（代表）

建設課　TEL２０－７１１７

この紙は大事な資源物です。
雑紙収集